

令和7年度
第2回
岩手県私立学校審議会資料

日時 令和8年3月26日(木) 午前10時00分

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（4件）

ア 各種学校の設置認可について

学校法人多文化共生学園 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（盛岡市）・・・ 議案第1号

イ 学校の廃止認可について

学校法人太田学園 ふじみ幼稚園（盛岡市）・・・・・・・・・・・・・・・・ 議案第2号

学校法人湯本学園 ゆもと幼稚園（花巻市）・・・・・・・・・・・・・・・・ 議案第3号

一般社団法人盛岡市医師会 盛岡市医師会附属盛岡准看護学院（盛岡市）・・・ 議案第4号

(3) 報告事項（2件）

ア 令和7年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

イ 令和7年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

(4) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和8年3月1日現在

	職 名 等	氏 名 (任 期)	備 考
1	学校法人緑学園理事長	佐々木 栄 光 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
2	税理士	西 川 温 子 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目)	
3	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁 子 (R2. 6. 1～R8. 6. 30、2期目)	
4	岩手女子高等学校長	浅 見 剛 文 (R7. 7. 28～R8. 6. 30、1期目)	
5	岩手県立大学理事・副学長	高 橋 聡 (R2. 7. 1～R10. 6. 30、2期目)	
6	弁護士	天 間 正 継 (R4. 7. 1～R8. 6. 30、1期目)	
7	元岩手県教育長	菅 野 洋 樹 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目)	会長
8	岩手大学大学院教育学研究科特命教授	須 川 和 紀 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
9	仁王幼稚園長	曾 根 美 砂 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
10	岩手中・高等学校長	新 田 亮 一 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	

(敬称略 議席番号順)

各種学校の設置認可について

申請の概要

項目	内 容						
学 校 名	多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校						
位 置	岩手県盛岡市繫字館市 76 番地の 2						
設 置 者	学校法人多文化共生学園（理事長 和田 健夫）						
開 設 予 定 日	令和 8 年 10 月 1 日						
設 置 の 目 的	「多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校」は、日本語教育を通じて、学生が自国の文化に対する誇りと愛情を育み、あわせて日本文化をはじめとする他国の文化を理解し、相互の尊重と共生の精神を涵養することを目指す。さらに、社会において主体的に行動し、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。						
収 容 定 員 等	学科（コース名）	修業年限	入学時期	募集定員	定員数	総定員	
	キャリア就職 2年コース	2年	4月 10月	20人 20人	40人 40人	80人	
教 職 員 数	区分	教員数		職員数		合計	設置基準 教員 3 人以上 原則、生徒数 40 人を超えるごと に教員 1 人増加
		専任	兼任	専任	兼任		
	合計	5人	3人	2人	2人	12人	
施 設 の 概 要	区分	構造等	面積	備考		認可基準	
	校地	—	961 m ²	盛岡市立繫小学校の 跡地を活用。 盛岡市から賃借。 (R7. 4. 1～R17. 3. 31) ※10年後の契約更新について 盛岡市からの同意文書あり。		各種学校の校舎の 面積 115.70 m ² 以上 校舎には、教室、 管理室、便所その 他必要な施設を備 えること。	
校舎棟の主な内訳（抜粋）							
区分		室数	面積（m ² ）	区分		室数	面積（m ² ）
普通教室		7	369.60	保健室		1	22.60
教員室		1	60.00	図書室		1	60.40
※繫小学校の 2 階部分を教室として活用するもの。 なお、1 階部分については、地域のコミュニティセンターとして活用するもの。							
寄宿舎	RC 造 (地下 1 階、 地上 5 階)	2,379.60 m ²	柵 JSC から学校法人多 文化共生日本語学園に 寄付を予定。		—		

主な校具、教具等備品	区 分	数 量		区 分	数 量	
	校具・教具	280 点		図書	315 点	
収 支 予 算	年度 科目	収入（千円）		年度 科目	支出（千円）	
		8年度	9年度		8年度	9年度
	生徒納付金収入	10,100	42,700	人件費支出	17,136	38,100
	手数料収入	0	0	教育研究経費支出	11,682	33,155
	寄附金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	補助金収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	資産売買収入	0	0	施設関係支出	0	0
	付随事業・収益事業収入	3,600	18,000	設備関係支出	0	0
	受取利息・配当金収入	0	0	資産運用支出	0	0
	雑収入	0	0	その他支出	0	0
	借入金等収入	0	0	資金支出調整勘定	0	0
	前受金収入	0	0	次年度繰越支払資金	0	0
	その他収入	0	0			
	資金収入調整勘定	0	0			
	前年度繰越支払資金	0	0			
	(予備費)	0	0	(予備費)	0	0
	計	13,700	60,700	計	28,818	71,255

議案第2号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項目	内容
幼稚園名	ふじみ幼稚園
位置	盛岡市下太田林崎24番地4
設置者	学校法人 太田学園（理事長 藤原 誠司）
廃止の理由	令和8年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃止の時期	令和8年3月31日
園児の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教職員の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園地、園舎等の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」の園地、園舎として使用
備考	

議案第3号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項目	内容
幼稚園名	ゆもと幼稚園
位置	花巻市湯本第3地割79番地11
設置者	学校法人 湯本学園（理事長 杉村 始）
廃止の理由	令和8年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃止の時期	令和8年3月31日
園児の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教職員の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園地、園舎等の処置方法	引き続き「幼保連携型認定こども園」の園地、園舎として使用
備考	

議案第4号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項目	内容
学校名	盛岡市医師会附属盛岡准看護学院
位置	盛岡市愛宕町18番6号
設置者	一般社団法人 盛岡市医師会（会長 吉田 耕太郎）
廃止の理由	学生の減少により、学院の運営を継続することが困難となったため。
廃止の時期 （予定）	令和8年3月31日
生徒の 処置方法	令和7年度末で全員卒業（令和7年4月から募集停止）
教職員の 処置方法	他施設に就職又は一般社団法人盛岡市医師会での雇用継続
校地、校舎の 処置方法	一般社団法人盛岡市医師会が設置する盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院の校舎として引き続き使用
備考	

令和7年度

第2回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日時 令和8年3月26日(木) 午前10時00分

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

岩手県ふるさと振興部学事振興課

報告事項 1

令和7年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

1 高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

令和7年7月29日付けで申請のあった盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更について、令和7年9月18日に開催された令和7年度第1回岩手県私立学校審議会における審議を踏まえて、県は、令和7年10月10日付けで次の理由により認可しないことを決定し、学校法人盛岡誠桜学園宛て通知しました。

(理由)

- 1 岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。
- 2 耐震基準に適合していない校舎があり、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第12条に適合しないと認められるため。

2 広域通信制高等学校の設置計画について

令和7年7月31日付けで提出のあったドルトンX学園高等学校[※]に係る設置計画について、令和7年9月18日に開催された令和7年度第1回岩手県私立学校審議会における審議を踏まえ、県は令和7年9月18日付けで了承することを決定し、令和7年9月25日付けで学校法人河合塾学園宛て通知しました。

※ 設置計画申請時点の学校名は ドルトンハイブリッド高等学校 (仮称)

3 各種学校の設置計画について

令和7年7月30日付けで提出のあった多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校[※]に係る設置計画について、令和7年9月18日に開催された令和7年度第1回岩手県私立学校審議会における審議を踏まえ、県は令和7年9月18日付けで了承することを決定し、令和7年9月25日付けで学校法人多文化共生学園宛て通知しました。

※ 設置計画申請時点の学校名は J S C 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校 (仮称)

報告事項 2

令和7年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について

1 概要

令和2年度以降、各道県から提出された議題に書面で回答する開催方式を採っており、令和7年度についても書面開催となった。

2 主催県

青森県

3 議題（議題への回答期限：令和7年9月3日）

- (1) (高等学校関係) 通信制私立高等学校の新設に係る、収容人数の設定の妥当性について（秋田県提案）

収容人数の設定が適切であることの判断材料として、国の標準例とは別に、独自で設定している基準や、申請者に対して説明や提出を求めている事項・書類等はあるか。

- (2) (幼稚園関係) 私立学校法第6条に基づき、各法人に報告を求める事項とその目的・活用法について（秋田県提案）

学校の実態の把握や、指導・指摘事項の早急な発見等に繋げるため、法人に対し報告を求めている事項や、その報告事項を条例・規則・要綱等で規定を設けているか。

- (3) 学校設置認可等の際の予算見込書の審査について（山形県提案）

どのような観点から収支予算書等の審査を行っているか。また、私立学校振興助成法に基づき提出される予算・決算、明細書、内訳表について、どのような観点から審査を行っているか。

- (4) 通信制高校の通信教育連携協力施設に係る独自認可基準及び運営状況の点検調査の方法について（新潟県提案）

通信制高校の通信教育連携協力施設は、所轄庁においても教育内容の実態把握が課題であると認識していることから、安易な施設設置の防止や教育の質の確保等の観点から、国の示す基準例に加え、独自に審査基準を設けているか。また、認可後、所轄庁としてどのような方法で通信教育連携協力施設の運営状況を点検調査しているか。

- (5) 準学校法人設立及び専修学校設置認可申請に係る資金収支等確認書類の審査について（青森県提案）

学校法人に比べ、準学校法人である専修学校は生徒数が少ない傾向にあり、大学進学者数の増加等により生徒の確保がますます難しくなっているため、生徒見込数を元に作成された資金収支予算書等の審査が難しいことから、どのような観点で審査を行っているか。また、独自の基準や指針等はあるか。

岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ
6	私立各種学校の設置の認可に関する審査基準	10	ページ
【関係法令】			
7	学校教育法（抜粋）	12	ページ
8	私立学校法（抜粋）	13	ページ
9	各種学校規程	14	ページ
10	認定日本語教育機関認定基準（抜粋）	16	ページ

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。
- 3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

- 2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

- 1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)
(平成13年4月1日一部改正)
(平成13年10月1日一部改正)
(平成15年4月1日一部改正)
(平成15年5月12日一部改正)
(平成16年3月1日一部改正)
(平成20年4月1日一部改正)
(平成22年4月1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたいうで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。)への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。
- この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。
- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。
- 資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。
- なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。
- なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。
- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。
- この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。
- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。
- なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。
- また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。
- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。
- なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。
- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。
- なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。
- また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(事前相談)

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。

3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。

- (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
- (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
- (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

(実地検査)

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を实地に検査することができる。

6 私立各種学校の設置の認可に関する審査基準

(令和元年11月29日政策地域部長決裁)

私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

1 目的について

各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものであること。

2 名称について

各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

3 位置及び環境について

各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。

4 総定員について

(1) 生徒の総定員は、安定した経営が維持できる規模とすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、80人以上とすること。

(2) 同時に授業を行う生徒数は、40人以下とすること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

5 施設及び設備について

各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えていること。

(1) 施設

(ア) 各種学校の校舎の面積は、115.70㎡以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31㎡以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(イ) 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えていること。

(ウ) 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えていること。

(2) 設備

(ア) 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えていること。

(イ) 前項の設備は、学習上有効適切 なものであり、かつ、常に補充し、改善されたものであること。

(ウ) 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えていること。

6 他の学校等の施設及び設備の使用について

各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができること。

7 教職員について

(1) 各種学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格事由に該当せず、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者であること。

(2) 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者であること。

(3) 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置くこと。ただし、3人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員1人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。

8 入学資格の明示について

各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示すること。

9 修業期間について

各種学校の修業期間は、1年以上とすること。ただし、簡易に修得することができる技術、
技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができること。

10 授業時間数等について

授業時数は、修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上とし、修業期間が1年未満の場合は修業期間の1年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とすること。

11 学校経営について

(1) 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とすること。

(2) 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

12 資産について

(1) 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、5に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(2) 前項に定める資産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ア) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(イ) 借用部分について、各種学校設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(3) 借用である場合においては、長期（概ね20年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(4) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(5) 5の(2)に掲げる設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

13 負債

各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができること。

附 則

この審査基準は、令和元年11月29日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。

7 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

一・二 [略]

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ [略]

（各種学校）

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

② 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

8 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第7条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 [略]

（資産）

第17条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（私立専修学校等）

第152条 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「又は」とあるのは「又は同法第133条第1項において準用する」と読み替えるものとする。

2 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第134条第2項において準用する」と読み替えるものとする。

3～5 [略]

6 第3章及び前章(第148条第4項を除く。)の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第3章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

7～11 [略]

9 各種学校規程

(昭和31年文部省令第31号)

学校教育法第83条第4項及び第88条の規定に基づき、各種学校規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

(水準の維持、向上)

第2条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

(修業期間)

第3条 各種学校の修業期間は、1年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。

(授業時数)

第4条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、1年以上の場合にあつては1年間にわたり680時間以上を基準として定めるものとし、1年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。

(生徒数)

第5条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(入学資格の明示)

第6条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

(校長)

第7条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

(教員)

第8条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、3人を下ることができない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。

(位置及び施設、設備)

第9条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。

2 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。

第10条 各種学校の校舎の面積は、115.70平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第11条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。

3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(名称)

第12条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。

(標示)

第13条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。

(各種学校の経営)

第14条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行われなければならない。

2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、昭和32年1月1日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存する各種学校については、第6条、第7条、第8条第2項及び第3項、第13条並びに第14条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附 則 (昭和41年3月31日文部省令第15号)

この省令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日文部科学省令第19号)

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月21日文部科学省令第35号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月30日文部科学省令第34号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

10 認定日本語教育機関認定基準（文部科学省令第40号）（抜粋）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第2条第3項第2号の規定に基づき、認定日本語教育機関認定基準を次のように定める。

（定義）

第2条 この省令において「留学のための課程」とは、第16条第1項第1号に掲げるものを目的とする日本語教育課程（法第1条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）をいう。

2 この省令において「就労のための課程」とは、第16条第1項第2号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

3 この省令において「生活のための課程」とは、第16条第1項第3号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

（教員数）

第6条 認定日本語教育機関における教員の数は、当該認定日本語教育機関に置かれる第16条第1項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（就労のための課程又は生活のための課程にあっては、同時に授業を行う生徒の数。次項において同じ。）二十人につき一人以上でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関における教員の数は、三人を下回ることはできない。

2 前項の規定により認定日本語教育機関に置かなければならない教員の数のうち、日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数四十人につき一人以上は、本務等教員（専ら当該認定日本語教育機関における教育に従事する校長又は副校長が教員を兼ねる場合には、当該校長又は副校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関（大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第124条に規定する専修学校をいう。第16条第1項第1号において同じ。））であって、専門課程（同法第125条第1項に規定する専門課程をいう。第16条第1項第1号において同じ。）を置くものをいう。第20条第2項第1号及び第2号において同じ。）であって、教員以外の者が日本語教育課程に係る業務について責任を担うものを除く。）における教員の数のうち、本務等教員の数は、二人を下回ることはできない。

（校舎）

第13条 認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。

2 校舎の面積は、百十五平方メートル以上であり、かつ、当該校舎で同時に授業を行う生徒一人当たり二・三平方メートル以上でなければならない。

3～4 [略]

（日本語教育課程の目的及び目標）

第16条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。

一 主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受ける

ことを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。

二 主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。

三 我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前二号に掲げるものを除く。）を行うこと。

2 認定日本語教育機関は、一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置かなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、一以上の自立して日本語を理解し、使用することができる水準の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置くことをもって足りる。

（修業期間）

第17条 留学のための課程の修業期間は、一年以上でなければならない。ただし、文部科学大臣が別に定める特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、六月以上とすることができる。

2 就労のための課程及び生活のための課程の修業期間は、当該日本語教育課程の目標を勘案して適切に定めなければならない。

（生徒の数）

第24条 認定日本語教育機関は、施設及び設備その他の条件を勘案して、その設置する各日本語教育課程（前条第一項の特別の日本語教育課程を除く。以下この条において同じ。）について、生徒の収容定員数を適切に定めなければならない。

2 認定日本語教育機関が設置する第16条第1項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（以下この条において「合計収容定員数」という。）は、法第2条第1項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期（第4項において「課程始期」という。）から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

3～6 [略]

（在留を継続するための支援体制）

第34条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。

（事業主等との連携体制）

第35条 就労のための課程を置く認定日本語教育機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

令和7年度第2回
岩手県私立学校審議会
補足説明資料

日 時 令和8年3月26日（木） 午前10時00分

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

目 次

【議案第1号 各種学校の設置認可について】

(学校法人多文化共生学園 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校)

- 1 県内の日本語学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 学校法人の所在地や認可済みの学校一覧・・・・・・・・・・ //
- 3 日本語教育認定機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 4 日本語教育機関の認定の申請予定・・・・・・・・・・・・・・・・ //

1 県内の日本語学校

学校名	学科	定員(人)
MCL 盛岡情報ビジネス &デザイン専門学校	日本語学科進学 A コース	60
	日本語学科進学 B コース	60
	応用日本語学科	20
上野法律ビジネス専門学校	日本語学科(1.5年)	50
	日本語学科(2年)	100
釜石市国際外語大学校	日本語学科進学 A コース	40
	日本語学科進学 B コース	40

※全て法務省の告示による日本語教育の認定機関であること。

2 学校法人の所在地や認可済みの学校一覧

(学校法人) 学校法人多文化 共生学園	【本部】北海道小樽市入船4丁目9番1号 理事長 和田 健夫 専務理事 三浦 陽子	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(専修学校) おたる国際福祉・観光 専修学院	専門課程 介護福祉学科(2年制) 学年定員40名(総定員80名) 観光学科(2年制) 学年定員40名(総定員80名) 校長 五十嵐 教行	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(各種学校) 多文化共生日本語学院 盛岡つなぎ校	キャリア就職2年コース 学年定員40名(総定員80名)	本件 (岩手県)

3 日本語教育認定機関について

令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(以下、認定法という。)に基づいて創設。日本語を学ぶ外国人が安心して質の高い教育を受けられるように、学校のカリキュラムや教員体制、学習環境などを審査して認定される。

告示校 (これまで)	法務省が所管し、在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関として認められている。
認定校 (これから)	文部科学省が所管し、外国人が日本で生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育機関。

なお、認定法施行時点で告示校である学校は、5年間の移行期間で認定校となる必要がある。また、日本語学校を新設する場合は、認定校としての認定が必要。

令和7年10月31日時点、全国で告示校は875校、認定校は64校。

4 日本語教育機関の認定の申請予定

年月日	事項	摘要
2025.9.2	認定日本語教育機関認定申請事前相談	Web
2025.10.27	認定申請書提出	Web
2025.12.3	実地審査(文科省、出入国管理庁)	
2026.1.19	面接審査	
2026.3.末	認定通知	
2026.4.1	学生募集開始	